

改 正 後	改 正 前
〔措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予）関係〕 （贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い） 70 の 4－7 措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人で政令で定める者」とは、同項に規定する農地及び採草放牧地の贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人をいうのであるが、その贈与をした者が、その贈与をした日まで引き続き農業を営んでいない場合であっても、既往において引き続き3年以上農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実がある場合において、当該贈与がその贈与に係る農地又は採草放牧地について現に農業を営んでいる者（以下70の4－7において「経営移譲を受けた者」という。）に対して行われたものであるときは、当該贈与の日前において当該贈与に係る農地の内に、経営移譲を受けた者が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）<u>第27条の2第1項（（特定遊休農地である旨の通知等））</u>の規定による通知を受け、かつ、<u>同条第2項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第28条第1項（（特定遊休農地に係る計画の届出を要しない事由））に規定する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。）</u>における当該通知に係る農地があるとき又は経営移譲を受けた者に対し<u>農業経営基盤強化促進法第27条の3第2項（（特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告等））</u>の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地があるときにおいて、経営移譲を受けた者が当該通知に係る農地（以下70の4－12の2までにおいて「経営移譲を受けた者に対する通知に係る特定遊休農地」という。）について措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、当該贈与をした者は、同項に規定する農業を営む個人に該当するものとして取り扱う。 (1)～(2) （省略） （推定相続人に該当することを証する書類） 70 の 4－10 措置法規則第23条の7 <u>第4項</u>第4号に規定する「推定相続人に該当することを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。 (1)～(2) （省略）	〔措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予）関係〕 （贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い） 70 の 4－7 措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人で政令で定める者」とは、同項に規定する農地及び採草放牧地の贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人をいうのであるが、その贈与をした者が、その贈与をした日まで引き続き農業を営んでいない場合であっても、既往において引き続き3年以上農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実がある場合において、当該贈与がその贈与に係る農地又は採草放牧地について現に農業を営んでいる者（以下70の4－7において「経営移譲を受けた者」という。）に対して行われたものであるときは、当該贈与の日前において当該贈与に係る農地の内に、経営移譲を受けた者が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）<u>第27条第3項（（遊休農地に関する措置））</u>の規定による通知を受け、かつ、<u>同条第4項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合における当該通知に係る農地があるとき又は経営移譲を受けた者に対し同条第6項の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地があるときにおいて、経営移譲を受けた者が当該通知に係る農地（以下70の4－12の2までにおいて「経営移譲を受けた者に対する通知に係る特定遊休農地」という。）について措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、当該贈与をした者は、同項に規定する農業を営む個人に該当するものとして取り扱う。</u> (1)～(2) （同左） （推定相続人に該当することを証する書類） 70 の 4－10 措置法規則第23条の7 <u>第3項</u>第4号に規定する「推定相続人に該当することを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。 (1)～(2) （同左）

改 正 後	改 正 前
(担保の提供等) 70 の 4 - 16 措置法第70条の4第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条((担保の種類))から第54条((担保の提供等に関する細目))までの規定の適用があることに留意する。したがって、措置法規則第23条の7 <u>第4項</u>第2号の「担保の提供に関する書類」とは、国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第16条((担保の提供手続))の規定により担保を提供しようとする者が提出すべき書類のほか昭和45年6月24日付徴管2-43「国税通則法基本通達(徴収部関係)」の第54条関係の1((担保提供書等の提出))及び3((抵当権を設定するために必要な書類))に定める書類をいうのであるから留意する。 (譲渡の時期) 70 の 4 - 23 (省略) (1) (省略) (2) 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画(以下70の4-68までにおいて「農用地利用集積計画」という。)の定めるところによる農地又は採草放牧地の所有権の移転については、当該農用地利用集積計画に定める日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日 (3) (省略) (注) 次のいずれかに該当する場合には、上記(1)、(2)又は(3)にかかわらず、それぞれに掲げる日をもって、「その事実が生じた日」又は「譲渡等があった日」として取り扱って差し支えない。 1 (省略) 2 措置法第70条の7第1項((農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例))の規定の適用を受ける場合において、特例適用農地等の譲渡に関する契約の効力の発生した日をもって当該譲渡があった日とする同条第2項に規定する届出書が提出されたとき(当該譲渡により納付すべき納税猶予税額及び当該猶予税額に係る利子税の額が、上記(1)又は<u>(3)</u>に掲げる日までに納付された場合に限る。) 当該契約の効力の発生した日 (推定相続人に該当することを証する書類) 70 の 4 - 41 措置法規則第23条の7 <u>第10項</u>第1号に規定する「推定相続人に該当することを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。	(担保の提供等) 70 の 4 - 16 措置法第70条の4第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条((担保の種類))から第54条((担保の提供等に関する細目))までの規定の適用があることに留意する。したがって、措置法規則第23条の7 <u>第3項</u>第2号の「担保の提供に関する書類」とは、国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第16条((担保の提供手続))の規定により担保を提供しようとする者が提出すべき書類のほか昭和45年6月24日付徴管2-43「国税通則法基本通達(徴収部関係)」の第54条関係の1((担保提供書等の提出))及び3((抵当権を設定するために必要な書類))に定める書類をいうのであるから留意する。 (譲渡の時期) 70 の 4 - 23 (同左) (1) (同左) (2) 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画(以下70の4-58までにおいて「農用地利用集積計画」という。)の定めるところによる農地又は採草放牧地の所有権の移転については、当該農用地利用集積計画に定める日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日 (3) (同左) (注) 次のいずれかに該当する場合には、上記(1)、(2)又は(3)にかかわらず、それぞれに掲げる日をもって、「その事実が生じた日」又は「譲渡等があった日」として取り扱って差し支えない。 1 (同左) 2 措置法第70条の7第1項((農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例))の規定の適用を受ける場合において、特例適用農地等の譲渡に関する契約の効力の発生した日をもって当該譲渡があった日とする同条第2項に規定する届出書が提出されたとき(当該譲渡により納付すべき納税猶予税額及び当該猶予税額に係る利子税の額が、上記(1)又は<u>(2)</u>に掲げる日までに納付された場合に限る。) 当該契約の効力の発生した日 (推定相続人に該当することを証する書類) 70 の 4 - 41 措置法規則第23条の7 <u>第8項</u>第1号に規定する「推定相続人に該当することを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。

改 正 後	改 正 前
(1)～(2) (省略) (措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類) 70 の4－49 受贈者が70の4－47((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合))又は70の4－48((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合))により措置法令第40条の6第28項又は第43項の申請書を提出し、措置法第70条の4第15項又は第20項に規定する税務署長の承認を受けた場合において、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその被設定者に対し再び使用貸借による権利の設定をしたときに、当該受贈者が提出する措置法規則第23条の7第22項又は第29項の書類には、次の(1)に掲げる事項の付記及び次の(2)に掲げる書類の添付を依頼するものとする。 (1)～(2) (省略) (他の推定相続人等に該当することを証する書類) 70 の4－53 措置法規則第23条の7第13項第1号に規定する「他の推定相続人等に該当することを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。 (1)～(2) (省略) (譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合) 70 の4－67 措置法第70条の4第15項の規定による特例適用農地等の買換えに係る承認に当たり、特例適用農地等の譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合においては、その取得に関する契約が譲渡等に関する契約又は収用等についての事業認定があった日以後に行われていると認められるときに限り、同項の規定の適用があるものとして取り扱う。同条第20項の規定による特定農地等の買換えについてもこの取扱いに準ずるものとする。 これらの場合又は70の4－68((対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合))において、農地又は採草放牧地の取得について、都道府県知事若しくは農業委員会の許可又は農用地利用集積計画の定めを要するときにおける当該農地又は採草放牧地の取得の日は、<u>次の(1)又は(2)に掲げる日に行われたこととするのであるから留意する。</u>	(1)～(2) (同左) (措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類) 70 の4－49 受贈者が70の4－47((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合))又は70の4－48((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合))により措置法令第40条の6第28項又は第43項の申請書を提出し、措置法第70条の4第15項又は第20項に規定する税務署長の承認を受けた場合において、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその被設定者に対し再び使用貸借による権利の設定をしたときに、当該受贈者が提出する措置法規則第23条の7第21項又は第28項の書類には、次の(1)に掲げる事項の付記及び次の(2)に掲げる書類の添付を依頼するものとする。 (1)～(2) (同左) (他の推定相続人等に該当することを証する書類) 70 の4－53 措置法規則第23条の7第11項第1号に規定する「他の推定相続人等に該当することを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。 (1)～(2) (同左) (譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合) 70 の4－67 措置法第70条の4第15項の規定による特例適用農地等の買換えに係る承認に当たり、特例適用農地等の譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合においては、その取得に関する契約が譲渡等に関する契約又は収用等についての事業認定があった日以後に行われていると認められるときに限り、同項の規定の適用があるものとして取り扱う。同条第20項の規定による特定農地等の買換えについてもこの取扱いに準ずるものとする。 これらの場合又は70の4－68((対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合))において、農地又は採草放牧地の取得について、都道府県知事又は農業委員会の許可を要するときにおける当該農地又は採草放牧地の取得の日は、<u>当該許可のあった日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日に行われたこととするのであるから留意する。</u>

改 正 後	改 正 前
(1) 農地又は採草放牧地の取得について都道府県知事又は農業委員会の許可を要するもの <u>当該許可のあった日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</u> (2) 農地又は採草放牧地の取得について農用地利用集積計画の定めを要するもの <u>当該農用地利用集積計画に定められた日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</u>	
(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合) 70 の 4－68 農地又は採草放牧地の取得につき農地法第 3 条の都道府県知事若しくは農業委員会の許可を要するもの又は農用地利用集積計画の定めを要するものについては、その許可又は定めがない限り、当該農地又は採草放牧地の取得のための対価の授受が行われている場合であっても、措置法第70条の 4 第15項第 2 号に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合」又は同条第20項第 2 号ハに規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当するのであるから留意する。ただし、譲渡等があった日から 1 年を経過する日までに農地又は採草放牧地の取得について都道府県知事又は農業委員会の許可がない場合であっても、同日までに農地又は採草放牧地の取得についての都道府県知事又は農業委員会に対する許可申請書が提出されており、かつ、農地又は採草放牧地の取得代金の過半が支払われているときは、同日までに農地又は採草放牧地の取得が行われたものとして取り扱うことができるものとする。	(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合) 70 の 4－68 農地又は採草放牧地の取得につき農地法第 3 条の都道府県知事又は農業委員会の許可を要するものについては、その許可がない限り、当該農地又は採草放牧地の取得のための対価の授受が行われている場合であっても、措置法第70条の 4 第15項第 2 号に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合」又は同条第20項第 2 号ハに規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当するのであるから留意する。ただし、譲渡等があった日から 1 年を経過する日までに農地又は採草放牧地の取得について都道府県知事又は農業委員会の許可がない場合であっても、同日までに農地又は採草放牧地の取得についての都道府県知事又は農業委員会に対する許可申請書が提出されており、かつ、農地又は採草放牧地の取得代金の過半が支払われているときは、同日までに農地又は採草放牧地の取得が行われたものとして取り扱うことができるものとする。
〔措置法第70条の 6 ((農地等についての相続税の納税猶予等))関係〕	〔措置法第70条の 6 ((農地等についての相続税の納税猶予等))関係〕
(被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い) 70 の 6－6 措置法第70条の 6 第 1 項に規定する「農業を営んでいた個人として政令で定める者」とは、措置法令第40条の 7 第 1 項に規定する者をいうのであるが、同項第 1 号に規定する「その生前において有していた法第70条の 6 第 1 項に規定する農地及び採草放牧地につきその死亡の日まで農業を営んでいた個人」には、被相続人が、死亡の日まで農業を営んでいなかった場合においても既往において相当の期間農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実があるときは、当該死亡の日前に、当該被相続人の親族に農業経営が移譲されている場合において、当該被相続人が所有する農地の内に、当該親族が農業経営基盤強化促進法第27条の 2 第 1 項の規定による通知を受け、かつ、	(被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い) 70 の 6－6 措置法第70条の 6 第 1 項に規定する「農業を営んでいた個人として政令で定める者」とは、措置法令第40条の 7 第 1 項に規定する者をいうのであるが、同項第 1 号に規定する「その生前において有していた法第70条の 6 第 1 項に規定する農地及び採草放牧地につきその死亡の日まで農業を営んでいた個人」には、被相続人が、死亡の日まで農業を営んでいなかった場合においても既往において相当の期間農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実があるときは、当該死亡の日前に、当該被相続人の親族に農業経営が移譲されている場合において、当該被相続人が所有する農地の内に、当該親族が農業経営基盤強化促進法第27条第 3 項の規定による通知を受け、かつ、

改 正 後	改 正 前
つ、同条第2項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合（<u>農業経営基盤強化促進法施行規則第28条第1項に規定する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。</u>）における当該通知に係る農地があるとき又は経営移譲を受けた者に対し<u>農業経営基盤強化促進法第27条の3第2項</u>の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地があるときにおいて、当該親族が当該通知に係る農地（以下70の6－13の2までにおいて「当該親族に対する通知に係る特定遊休農地」という。）について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、その者もこれに含まれるものとして取り扱う。 (1)～(2) （省略）	同条第4項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合における当該通知に係る農地があるとき又は経営移譲を受けた者に対し<u>同条第6項</u>の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地があるときにおいて、当該親族が当該通知に係る農地（以下70の6－13の2までにおいて「当該親族に対する通知に係る特定遊休農地」という。）について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、その者もこれに含まれるものとして取り扱う。 (1)～(2) （同左）